



統合賠償責任保険



学校向けプラン



教育活動の損害賠償リスクからお守りする保険

2026年1月改定

(2026年1月以降始期用)



学校の賠償責任だけでなく、
**教育活動中の生徒(児童)や教職員等の
個人行為の損害賠償もしっかり補償!**

学校向けプラン

入試ミス、セクハラ、いじめ、体罰など学校側の責任が問われるケースは増加傾向にあり、万一、トラブルが発生した場合、生徒やその保護者等から損害賠償請求をされることがあります。また、学校活動において生徒や教職員等^(注)の個人が損害賠償責任を負うケースもあります。そこで、学校に関する賠償リスクを包括的に補償する「学校向けプラン」(基本補償+おすすめの特約)で学校の責任と個人の責任の両方をカバーし、サイバー・情報漏えいによる賠償責任等にも対応します。

(注)本パンフレット内の「生徒」「教職員等」「職業体験先企業」は、次のような場合を指します。

生徒	大学、専修学校の学生を除き、学校が小学校の場合は児童。
教職員等	外部協力員(学校の教育活動に協力する行政協力員等で、教育委員会または学校の名簿に登録された方。)を含みます。
職業体験先企業	幼稚園、大学、専修学校の園児・学生による職業体験を除きます。また、職業体験先で生徒が行う業務に関する場合は、補償の対象となります。

施設の使用・管理や
教育活動に起因する
賠償リスク

外部協力員や
職業体験先企業^(注)の
賠償リスク



学校向けプランの3つの特長

学校向けプランでは、施設の使用・管理や教育活動に起因し、生徒または第三者に身体の障害・財物の損壊等を与えた場合のほか、入試ミス・セクハラ・いじめ・サイバーリスク・情報漏えい等によって学校が負う賠償責任も補償します。また、生徒、教職員等が学校の教育活動中に行った個人行為による賠償責任や事故時の初期対応を行うために直接要した被害者見舞費用等も補償します。また、生徒行為による学校の所有物の損壊リスクについても、200万円を限度として補償します。



特長 1



教育活動に起因する学校の賠償リスクを包括的に補償! (施設の所有・管理に起因する賠償責任、教育活動のために借りている財物に対する賠償責任※、入試ミス・セクハラ・いじめ等による賠償責任、外部協力員の活動中の賠償責任など)



その他の学校リスクもカバー!!

サイバー・情報漏えい事故補償特約(5000万円型)

で日々の教育に安心を!



学校の損害賠償だけでなく、教育活動中の個人行為の損害賠償もしっかり補償します

サイバー・
情報漏えいに関する
賠償等のリスク

生徒や教職員等の
個人行為に起因する
賠償リスク

生徒行為による
学校所有物の
損壊リスク

学校

教職員

生徒

外部協力員

特長 2

生徒・教職員等が教育活動中に行った個人
行為に起因する賠償リスクを補償!

特長 3

御見舞
被害者への見舞金や見舞品の費用も補償!

※教育活動のために保管(借用・受託等)している他人の財物の損壊等について、学校が法律上の損害賠償責任を負担することによって
被る損害を補償します。(補償されない財物もありますので詳しくは約款をご参照ください。)

特長 1~3 の事例については、次のページでご紹介しています。

対物超過復旧費補償特約

財物復旧費用補償特約(学校用)

ビジネス学校向けプランのさまざまな事故例

特長 1 事故例



施設の所有・管理による
賠償責任だけでなく、
入試ミス・セクハラ・いじめによる
賠償責任も補償します。



損害額 550 万円

校舎の階段の手すりが壊れてしまい、生徒が転倒して大ケガをしました。



損害額 30 万円

近所の住民から借りた楽器（コントラバス）を授業中に操作していた生徒が誤って壊してしまった。



損害額 100 万円

授業で使用するためにリースしていたパソコンを、漏水事故により破損させた。



損害額 8 万円

生徒のスマートフォンを預かっていたが、保管中に誤って紛失してしまった。



損害額 410 万円

学校の部活動で外部協力員をコーチとして起用していたが、指導時の安全管理に不備があったため、生徒が熱中症になり、コーチが生徒の保護者から損害賠償請求を受けた。



損害額 55 万円

生徒が介護体験中に誤って被介護者にケガをさせてしまい、職業体験先企業が親族から損害賠償請求を受けた。

入試ミス・セクハラ・いじめによる賠償責任



損害額 30 万円

学校側の管理不備により入学試験の申込書類が受領できておらず、受験ができなかった生徒から損害賠償を請求された。



損害額 20 万円

学校内でいじめがあったとして、学校が保護者から訴えられて慰謝料を請求された。

特長2

事故例



学校の指示・管理下において、教育活動中に、生徒、教職員等が行った学校業務に直接関係のない個人行為による賠償責任を補償します。



生徒・教職員等の 個人行為による賠償責任



損害額 80 万円

放課後に帰宅途中の生徒が、道に落ちていた石を蹴ったところ、近くに停まっていた車に当たり傷をつけた。



損害額 250 万円

教職員が休憩時間中に食事の買い出しに向かう途中、通行人にぶつかり、大ケガをさせてしまった。



損害額 15 万円

生徒が休み時間に友達と悪ふざけをしていて、他の生徒にケガをさせてしまった。

特長3

事故例



初期対応を行うために直接要した被害者見舞費用等を補償します。



被害者への 見舞金や見舞品の費用



損害額 2 万円

バレーボールの授業中にサーブをしたボールが他の生徒に当たり、ケガをさせてしまった。賠償責任が発生するかは不明であったが、取り急ぎ見舞金を支払った。

※被害者1名につき10万円限度



損害額 3 万円

子どもを迎えに来た保護者が、校内の水溜りで滑って転び、ケガをした。損害賠償責任が発生するかは不明であったが、取り急ぎ見舞金を支払った。

※被害者1名につき10万円限度

サイバー・情報漏えい事故補償特約(5000万円型)

サイバー攻撃および情報漏えいに起因して被保険者が法律上の損害賠償責任や各種費用を負担することによって被る損害を補償します。

- ▶ 教職員等によるメールの誤送信などの突然の情報漏えいリスクに対応
- ▶ サイバー攻撃のリスクについても原因調査から再発防止までトータルで補償
- ▶ 保護者への対応費用(お詫び・お見舞金など)も補償



損害額 120万円

生徒の個人情報
を記録したUSB
メモリを紛失し、
損害賠償請求を
受けた。

〈支払限度額〉損害賠償責任(含む費用): 1事故・期間中5,000万円限度

※費用の種類またはご契約の条件により、限度額が異なる場合や縮小支払割合が適用される場合があります。

ビジサポ学校向けプランはビジサポ(統合賠償責任保険)の施設業務特約に以下の特約をセットでご案内するものです。

●サイバー・情報漏えい事故補償特約(5000万円型) / ●対物超回復旧費補償特約 / ●財物復旧費用補償特約(学校用)

ビジサポ(統合賠償責任保険) 共通

保険金のお支

主な補償内容／保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
保険証券記載の保険期間中に日本国内において発生する事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	共通免責 次の事由に起因する損害または次の賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、①の規定は被保険者ごとに個別に適用します。 ① 保険契約者または被保険者の故意 ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ③ 地震、噴火、津波、洪水または高潮 ④ 原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用(法令に則った医学的または産業的な利用、貯蔵または運搬中に生じた原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂については除きます。) ⑤ ②から④までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 ⑥ 石棉または石棉の代替物質による発がん性その他の有害な特性 ⑦ 汚染物質の排出等(不測かつ急激で、突発的に発生し、発生からその日を含めて7日以内に発見された等の条件を充足するものを除きます。) ⑧ 専門業務(医療行為または美容整形、医薬品の調剤・投与・販売、はり、きゅう、あん摩、 マッサージ、指圧または柔道整復、カイロプラクティック、整体、エステティック等の身体美容、弁護士業務など) ⑨ スキューバダイビング、パラセーリング、水上スキー、ウェイクボード、パラグライダー、ハンググライダー、スカイダイビング、フリースタイルスキー、ラフティング、バンジージャンプまたは山岳登山の運営、指導、監督または引率 ⑩ 自動車または原動機付自転車による競技または競争を目的としたイベントの主催 ⑪ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ⑫ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ⑬ 被保険者の使用人の業務従事中の身体の障害に起因する賠償責任(被保険者ごとに個別に適用します。建設事業の場合は、発注者その他の被保険者との間に限り個別に適用します。) ⑭ 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された事故 など
施設・業務遂行中の事故の補償(I施設業務特約) ● 施設の所有、使用または管理に起因する他人の身体の障害または財物の損壊等 ・被保険者による施設の所有、使用または管理に起因する事故 ・被保険者による昇降機の所有、使用または管理に起因する事故 ・施設の給排水管等からの蒸気・水の漏出、溢出に起因する事故 ● 業務の遂行に起因する他人の身体の障害または財物の損壊等 ・被保険者による業務の遂行に起因する事故 ・業務の遂行された場所に放置または遺棄された機械装置または資材による事故 ・作業場内専用車による事故 ① 自賠責保険が締結されるべきまたは締結されている場合または自動車保険が締結されている場合は、損害の額が自賠責保険または自動車保険により支払われるべき保険金の合計額を超過する額に対してのみ、保険金をお支払いします。 ・荷物の積み込み・積み出し作業中の自動車や車両に起因する事故	共通免責 ① 次の事由に起因する損害 ① 建物外部から内部への雨、雪、雹、みぞれまたははあられの浸入または吹込みによる財物の損壊 ② 自動車および原動機付自転車または施設外における船舶・車両に起因する損害。ただし、荷物の積み込みまたは積み出し作業および作業場内専用車に起因する損害を除きます。 ③ じんあいまたは騒音 ④ 飛散防止対策等の事故発生の予防に必要な措置を取らずに行われた業務による塗料その他の塗装用材料、鉄粉、鉄さびまたは火の粉の飛散または拡散(塗装用容器または作業用具の落下または転倒による事故は補償されます。) ⑤ 託児、保育、ベビーシッター等の業務の遂行に起因する満1歳に満たない方の身体の障害 ⑥ 被保険者が業務の遂行のために使用・管理する勲章、稿本その他これらに類する財物、動物・植物の損壊等 ⑦ 被保険者が業務の遂行のために使用・管理する財物に生じた次のいずれかの事由 ア. 財物について正当な権利を有する方に引き渡された日からその日を含めて30日を経過した後に発見された損壊等 イ. 保険契約者、被保険者、その使用人または代理人が行い、または加担した盗取または詐取 ウ. 被保険者またはその使用人が財物を私的な目的で使用している間に生じた損壊等 エ. 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、変色等 オ. 財物の目減りまたは原因不明の数量不足 カ. 自然発火または自然爆発 など

その他カバーされるリスク 2

その他のリスクにかかわる補償

対物超過復旧費補償特約

他人の財物の損壊等について、修理費^{※1}が財物の時価額^{※2}を超えた場合に、その差額の費用を補償します。

※1 損壊等が生じた財物と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額を限度とします。

※2 損壊または損壊等が生じた財物と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額から、使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いて算出した額をいいます。



近所の住民から借りた楽器を生徒が誤って壊し、修理費が時価額を超えたが、修理費の全額を請求されてしまった。

損害額 20 万円

支払限度額：1事故 100万円限度

保険金お支払いの条件として、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われる場合であること、当社が対物超過復旧費の発生を認めることおよび被害者が財物を再調達または修理することが必要となります。

財物復旧費用補償特約(学校用)

生徒が学校の管理下中または登下校中に学校の所有物[※]を損壊した場合にその復旧費用をお支払いします。

※学校が生徒(児童)に貸与するタブレット、パソコンは除きます。



生徒が昼休みに友達と遊んでいたところ、誤って窓ガラスにぶつかり割ってしまった。

損害額 10 万円

支払限度額：1事故 200万円限度

払いについて

学校による教育活動業務

対象となる業務等／ 主な補償内容に追加して保険金をお支払いする主な場合	共通免責に追加して保険金をお支払いしない主な場合
学校による教育活動に適用されます。 ① 学校の依頼を受けて、教育活動に協力する方(外部協力員)で、教育委員会または学校の名簿等に登録された方は被保険者に含まれます。 ① 生徒が職業体験先企業にて行う業務に起因して被る損害賠償責任 ① 幼稚園児、大学生および専修学校生による職業体験先企業での業務は、対象外となります。 ② 職業体験先企業が職業体験に起因して被る損害賠償責任 ① 職業体験を実施するために、生徒を受け入れた企業は、職業体験の業務に関する限りにおいて、被保険者に含まれます。 ③ 身体の障害、財物の損壊等を伴わない不測の事故(入学試験の申込手続、合否発表の過誤を含みます。)により、保険期間中に被保険者^(注)に対し損害賠償請求がなされた場合 (注)記名被保険者およびその使用人をいい、記名被保険者が法人である場合は、その執行機関を含みます。 ① 保険金の支払限度額は、1回の事故につき、1億円または施設業務特約の支払限度額(身体の障害、財物の損壊等のいずれか高い額)のいずれか低い額となります。自己負担額は、施設業務特約の自己負担額(身体の障害、財物の損壊等のいずれか高い額)となります。 ① 入学試験申込手続、合否発表の過誤による精神的苦痛に起因する事故については、被害者1名あたり30万円が限度となります(この事故の保険金のみをお支払いする場合は、自己負担額の適用はありません。) ④ 学校の指示または管理下において、教育活動を行う時間中(休憩時間を含みます。)に、住居から教育活動の開催場所等との間を往復する間に、学校に所属する生徒・教職員等またはそれらの法定監督義務者が被る損害賠償責任 ① 保険金の支払限度額は、1回の事故につき、2億円または施設業務特約の支払限度額のいずれか低い額となります。自己負担額の適用はありません。	次の事由に起因する損害。ただし、①、②、④および⑤の規定は被保険者ごとに個別に適用します。 ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。 ② 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為 ③ 建築、土木、組立その他の工事の遂行 ④ 被保険者の研究者、会社の役員としての行為 ⑤ 国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第2項の規定により、公務員に対する求償がなされるべき事故 ⑥ 特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害 ⑦ 業務の保証 ⑧ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の方によって行われた広告 ⑨ 教職員や講師等の不足 ⑩ 教育活動以外の収益事業 ⑪ 保険契約や保険証券の手配 ⑫ 記名被保険者の破産、解散または倒産 ⑬ 学校の閉鎖 ⑭ 記名被保険者が入学試験の申込手続、合否発表の過誤の訂正をその発生から1年以内または過誤があったことを知った日から60日以内に行わなかったこと。ただし、入学試験の申込手続、合否発表の過誤による精神的苦痛に対する法律上の損害賠償金については、この規定を適用しません。 ⑮ 被保険者相互間の事故 ⑯ 人格権・宣伝侵害事故 次の事由に起因する損害 ① 記名被保険者の所有する財物の損壊等。ただし、その財物の損壊等に起因して、それ以外の財物に発生した損壊等および身体の障害に対しては、この規定を適用しません。 ② 大学または専修学校の学生等による事故

お支払いする保険金の種類と概要

〔 法律上の損害賠償責任を負担することによる損害賠償金や、
以下の費用を保険金としてお支払いします。 〕

お支払いする保険金	概 要	支払限度額(注1)
1 法律上の損害賠償金	身体に関する損害賠償金(治療費、入院費等)、財物に関する損害賠償金(修理費用等)(注2)	自己負担額を超えた部分につき、支払限度額を限度として保険金をお支払いします。
2 争訟費用	当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停等に要した費用で 3 訴訟対応費用にあたらないもの	支払限度額および自己負担額に関係なく、これらの合計額をお支払いします。
3 損害防止軽減費用、緊急措置費用	被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全・行使手続、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大防止のために当社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用で 6 初期対応費用にあたらないもの	
4 保険会社への協力費用	当社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合に、被保険者が当社の求めに応じ、協力するために支出した費用	
5 訴訟対応費用	事故について被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟について、被保険者が直接支出した次の費用であって、その額および使途が社会通念上妥当な費用 (1) 次の方の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 ① 記名被保険者 ② ①の下請負人(注3) ③ ①の請負業務の発注者(注3) (2) (1)①から③までに規定する方の役員または使用人の交通費または宿泊費 (3) 増設コピー機のリース費用 (4) 被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 (5) 事故原因の調査費用 (6) 意見書・鑑定書の作成費用 (7) 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用	自己負担額に関係なく1事故につき、 5 から 7 までにに対して支払う費用の合計額について、1,000万円を限度にお支払いします。ただし、初期対応費用のうち次のア、およびイ、に対して支払う保険金は、次の額を限度とします。 ア. 被害者見舞費用 身体障害については被害者1名につき10万円、財物の損壊等については1回の事故につき10万円 イ. 弁護士相談費用 1回の事故につき5万円
6 初期対応費用	事故について被保険者が初期対応を行うために直接要した次の費用であって、その額および使途が社会通念上妥当な費用 (1) 事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用 (2) 事故現場の取片づけ費用 (3) 次の方の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用 ① 記名被保険者 ② ①の下請負人(注3) ③ ①の請負業務の発注者(注3) (4) 通信費 (5) 被害者見舞費用(見舞金(香典を含みます。))または見舞品の購入費用 (6) 書面による当社の事前の同意を得て支出された新聞等へのお詫び広告の掲載費用 (7) 弁護士相談費用 (8) (1)から(7)までに準じるその他の費用	
7 信頼回復広告費用	事故について記名被保険者が支出した次の費用のうち、書面による当社の事前の同意を得て支出した費用 (1) 休業していることまたは営業再開の予定を新聞等で広告するための費用 (2) 事故の直接の結果として落ち込んだ施設、業務、生産物の信頼を回復するために、被保険者が行った広告宣伝活動に要した費用。ただし、事故の有無にかかわらず通常要する広告宣伝活動に係る費用を除きます。 (3) コンサルティング費用。ただし、次の対策についての助言の対価としてのものに限ります。 ① (2)に規定する広告宣伝活動対策 ② 事故が他人の身体障害である場合における事故の再発防止対策	

(注1) 明細付契約の場合に明細ごとに支払限度額を適用します。

(注2) 損害賠償金の額は、適用される法律、被害者に生じた損害の額、過失割合等によって決定されます。被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。当社の同意を得ず示談金や賠償金の額について承認したりお支払いになったりした場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(注3) 下請負人、発注者は被保険者である場合に限りです。

※このパンフレットはビジネス(総合賠償責任保険)のごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、取扱代理店または当社にご照会ください。また、特にご注意ください事項を、契約申込書および重要事項説明書に記載しておりますので、ご契約前に必ずご確認ください。

※取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

※保険料をお支払いの際は、当社所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが当社営業店にご照会ください(お支払方法によっては、領収証の発行を省略することがあります)。

※複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、「共同保険に関する特約」に基づき幹事保険会社が他の保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

※保険金をお支払いできない場合やお支払いする保険金の制限額があります。詳細につきましては、取扱代理店または当社にご照会いただくか契約のしおりをご参照ください。

※当社は、お預かりしたお客さまの個人情報、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱いについて」をご確認ください。

日新火災海上保険株式会社

事故のご連絡

日新火災事故受付センター

各種お問合せ先

0120-232-233

24時間・365日

保険のご相談

日新火災
テレホンサービスセンター

0120-718-268

9:00~18:00(平日)
9:00~17:00(土日祝)https://www.
nisshinfire.
co.jp/contact

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。

東京都豊島区東池袋4-21-1
アウルタワー 4階

株式会社 セゾン保険サービス

〒170-0013 電話 03-3988-1526